

平成15年度大型計算機 基本負担金コース利用負担金（1～3月分）の徴収方法について

平成16年度からの国立大学法人化を控え、標記については従来通りの取り扱いが出来ないために、今年度に限り次表に示す徴収方法としますので、ご了承くださいようお願い致します。

経費区分等		平成15年度	従前	
国立 学 校 等	東京大学内	校費 委任経理金	平成15年度内に予算振替 (平成16年2月12日利用 分まで課金,以後3月末まで の利用は課金しない)	1～3月分を翌年 度に予算振替
		産学連携等研究費 科学技術振興調整費	同上	利用可能月(2月) 分までを当該年度 に予算振替
	東京大学外	校費	同上	1～3月分を翌年 度に予算振替
		委任経理金	納入告知書により納付(平成 16年2月12日利用分まで 課金,以後3月末までの利用 は課金しない)	2月分までは当該 年度に納入告知書 により納付。3月分 は翌年度納入告知
		産学連携等研究費 科学技術振興調整費	同上	利用可能月(2月) 分までを当該年度 に納入告知書によ り納付
	科学研究費補助金		同上	同上
公・私立学校経費 文部科学省所轄研究所等 日本学術振興会経費 他省庁経費		同上	2月分までは当該 年度に納入告知書 により納付。3月分 は翌年度納入告知	

* 1月～2月12日利用までは、従来どおり従量制として利用負担金を徴収し、それ以降3月末までは課金しない。

**2月12日以降に利用期限を設定している利用者は 利用期限を3月サービス終了日までとします。

本件に関する問合せ先：

共同利用掛

? 03 - 5841 - 2717

E-mail:uketuke@cc.u-tokyo.ac.jp